平成２１年（フ）第５７３３号
大阪府吹田市垂水町３丁目18番14号
債務者　西村　純一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西迫　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７４５号
大阪府大東市津の辺町７番33号
債務者　Ａｕｔｏ　Ｇａｌｌａｎｔｙこと　東郷　誠司
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７６９号
大阪市西成区天下茶屋１丁目６番21号
債務者　冨永　春夫
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西迫　文夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７５６号
堺市北区北長尾町１丁４番３号　北長尾マンション306号
債務者　リフォーム屋さん大前こと　大前　寛
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　良策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
堺市東区日置荘北町１丁１番55号
債務者　平田久美子（旧姓窪田・鈴木）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５１号
堺市美原区平尾28　苗村方、住民票上の住所
大阪府松原市天美西３丁目２番28号
債務者　福田　淳子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１００１号
東京都江戸川区南小岩６丁目３番17号　ディアー・ショアーズ205、前住所堺市堺区田出井町１番３―2409号
債務者　下岡　伸行
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３８号
熊本市神水２丁目19番21号、前住所熊本市新南部３丁目１番30号
債務者　村上　英幸
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板井　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７９号
大分県中津市大字上如水657番地の３　フレグランス上如水201号
債務者　高村　昌延
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神本　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月26日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９９号
京都市伏見区両替町11丁目245番地
債務者　酒井　次雄
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠中　晴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６４号
和歌山県田辺市湊1522番地の８
債務者　小林　芳三
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　良原　栄三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１４２号
秋田県横手市雄物川町東里字東里西４番地２
債務者　佐藤　博之
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣嶋　清則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３６６号
愛知県一宮市千秋町一色字屋敷地104番地
債務者　小澤　真也
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２６５号
長崎県長崎市錦３丁目４番12―201号
債務者　伊吹　浩幸
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３９号
長崎県長崎市滑石２丁目16番32号
債務者　山﨑　香奈
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
埼玉県羽生市東３丁目２番15号
債務者　澁谷　政司
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２５７号
埼玉県羽生市東３丁目２番15号
債務者　澁谷　敏枝
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部